

# 不法滞在・不法就労防止

外国人を雇用する際は、必ず確認してください

## 駅前交番

発行所  
益田警察署  
益田駅前交番  
TEL 22-2116

益田駅前交番  
小村 健太郎  
受持区  
あけぼの西町  
あけぼの本町  
あけぼの東町  
栄町

### 1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

### 2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

### 3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

**不法就労助長罪**

**「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」**



島根県警察  
HPはこちら！



**皆様のご理解とご協力をお願いします!!**

### 島根県警察採用試験のご案内



警察官B(大学卒・高校卒業程度) 採用試験申込受付中!!

申込受付期間：5/20(月)～6/19(水)

- 第一次試験 7/14(日)
- 第一次合格発表 8/2(金)
- 第二次試験 8月下旬

※教養試験の代わりに『SPI3(基礎能力検査)』を実施します。

※高校卒業程度は新卒(高等学校在学中)の方は受験できません。

警察官A(高校卒業程度)試験を受験してください。

※警察官A(高校卒業程度、新卒)と警察官B(高校卒業程度、既卒)の併願はできません。



**島根県警察官募集中**

- ・困っている人の力になりたい
- ・地元のために働きたい
- ・幼い頃警察官に憧れていた

という方！警察官になりませんか？

採用試験に関するお問合せは

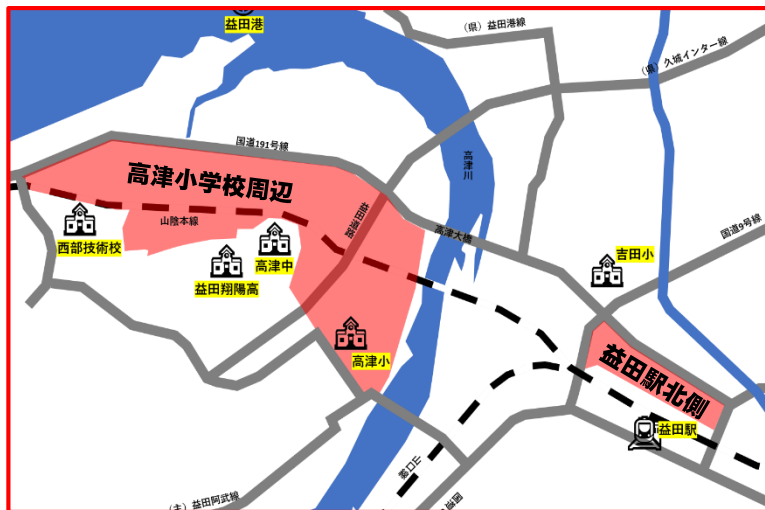
**島根県警察本部(Tel0852-26-0110)**

**または、益田駅前交番(0856-22-2116)まで！**



# 交通安全対策「ゾーン30」にご協力ください

益田警察署では、生活道路における自転車・歩行者の安全対策として、最高速度30kmの速度規制とカラー舗装などの安全対策を組み合わせたゾーン30を「高津小学校周辺」と「益田駅北側」の2か所に整備しています。



この地域では、危険な状況が多く報告されていますので、自動車を運転する際には、特に注意して運転してください。

【問い合わせ先】益田警察署 ☎ 22-0110

## 1月10日は110番の日



**緊急の  
事件事故**



**すぐ110番**

緊急でない相談などは

**警察相談電話 #9110**  
または  
**最寄りの警察署・交番・駐在所**  
へ相談してください。



みんな覚えてね!!

- 1 いち早く
- 1 急がず、あわてず
- 0 冷静に!

